

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の排水基準を定める省令が改正され、カドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）の一律排水基準が 0.1mg/L から 0.03mg/L に強化された。（施行日：平成 26 年 12 月 1 日）

また、土壤汚染対策法施行規則が改正され、1,1-ジクロロエチレンの土壤溶出量基準が 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更された。（施行日：平成 26 年 8 月 1 日）

さらに、シアン化合物等の排水基準等に係る公定分析法が改正された。（施行日：平成 26 年 3 月 20 日）

以上のことから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）に定める規制基準や測定方法など、所要の改正を行った。

2 概要

(1) 背景

県は、県規則により、公共用水域に排水を排出する事業者に対する規制基準を定めるとともに、土壤汚染を判断する基準として「土壤の汚染状態の基準」を定めている。また、規制基準は、公害発生の蓋然性が高い指定事業所の設置等にあって、許可を行うための基準となっている。

(2) カドミウムに係る規制基準の改正

ア 改正内容

甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域で、新設 以外の事業所から排出される排水に適用される基準を 0.05mg/L から 0.03mg/L に変更し、乙水域及び海域に排水を排出する事業所から排出される排水に適用される基準を 0.1 mg/L から 0.03mg/L に変更した。

新設とは、昭和 46 年 9 月 11 日以後に設置された事業所をいう。（ただし、県規則別表第 10 の 1 (4) に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日以後、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日以後に設置された事業所をいう。）

表 1 カドミウム及びその化合物の規制基準（単位 mg/L）

区分	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
現行		検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.1	0.1
改正後		検出されないこと。	検出されないこと。	0.03	0.03	0.03

「 」は、排出禁止を示す。「検出されないこと」は、0.001mg/L を下回ることをいう。

イ 経過措置

既存の事業所に対しては、水濁法の経過措置の間は従前のおり 0.05mg/L 若しくは 0.1mg/L を適用した。

水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所にあつては、水濁法と同様の暫定基準を設けた。

(詳細は別紙のとおり)

(3) 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準の改正

1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染状態の基準を、0.02mg/L から 0.1mg/L に変更した。

表2 1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染状態の基準

区分	基準値
現行	検液 1 リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム以下であること。
改正後	検液 1 リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム以下であること。

(4) 測定方法の改正

県規則別表第9に規定する、シアン化合物、六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物並びに硝酸化合物の排水の測定方法に「流れ分析」を追加した。

また、別表第17に規定する、全シアン、六価クロム、硝酸性窒素及びふっ素の水質及び地下水の測定方法に「流れ分析」を追加した。

その他、公定分析法の改正に合わせて、引用箇所の変更などの改正を行った。

(5) その他の改正

これまでの改正に伴い標記が不統一となつてしまつた箇所の修正や、表記の明確化などを行った。(詳細は別表のとおり)

3 公布・施行時期

平成 26 年 11 月 28 日公布

平成 26 年 12 月 1 日施行

【別表】その他の改正内容

改正箇所	改正内容
第 24 条	公益財団法人日本適合性認定協会等の説明を削除
附則第 13 項	「改正前の廃棄物処理法」を正式名称に修正
別表第 1 23 項、33 項	施設欄「燃焼能力が」の次に「重油換算」を追加
別表第 3 1 特定事業場に 係る総量規制	備考 5 本文から「重油以外の」を削除 (2)に重油の場合の換算方法について明記
別表第 5 排煙の規制基準 3 ボイラー	備考 7 (1) 「51 の項まで」を「50 の項まで」に修正
第 3 号様式 (付表 2)	備考欄「硫酸化物の排出量」の説明を修正

規制基準の改正に係る経過措置

県規則の規制基準改正に係る経過措置

既存の事業所に対する経過措置

水濁法の適用猶予期間中は、従前の基準（甲水域(新設以外)は 0.05mg/L、乙水域及び海域は 0.1mg/L）を適用する。

* 水濁法令別表第3に規定する施設を設置する事業所：平成 27 年 11 月 30 日まで

「令別表第3に規定する施設」とは、6ヶ月間の適用猶予では、排水基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水濁法施行令で定める施設のこと。（以下同様）

* 上記以外の事業所：平成 27 年 5 月 31 日まで

水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所に対する経過措置

水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所にあつては、水濁法と同様の暫定基準を適用する。

水濁法の暫定排水基準が適用される業種	暫定基準及び適用期限
金属鉱業	暫定基準 0.08mg/L 平成 28 年 11 月 30 日まで適用
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	暫定基準 0.1mg/L 平成 28 年 11 月 30 日まで適用
非鉄金属第 1 次製錬・精製業及び非鉄金属第 2 次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	暫定基準 0.09mg/L 平成 29 年 11 月 30 日まで適用

【参考】

水濁法の排水基準改正に係る経過措置

・既存の特定事業場は、6ヶ月（令別表第3に規定する施設を設置する特定事業場にあつては1年）の適用猶予期間が設けられた。

・金属鉱業など3業種では、新設既設ともに2年または3年の間、暫定排水基準が適用されることとなった。

< 暫定排水基準適用業種 >

* 金属鉱業：暫定基準 0.08mg/L を平成 28 年 11 月 30 日まで適用

* 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）：暫定基準 0.1mg/L を平成 28 年 11 月 30 日まで適用

* 非鉄金属第 1 次製錬・精製業及び非鉄金属第 2 次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）：暫定基準 0.09mg/L を平成 29 年 11 月 30 日まで適用